

令和8年度（2026年度）起業家発掘・育成支援事業業務委託 基本仕様書（案）

1. 業務の目的

本市では、将来の地域経済を牽引する企業の育成のため、成長が期待されるスタートアップ等の掘り起こし及び事業成長支援に加え、中長期的にスタートアップエコシステムを構築する必要がある。

本業務では、成長が期待できるスタートアップを伴走型で支援するアクセラレーションプログラム「HIGO CANVAS」、自らの事業内容をプレゼンし、ベンチャーキャピタルや事業会社とのマッチングを目指すピッチイベント「Kumamoto City Pitch」の2つのプログラムの実施を通じて、熊本圏域のスタートアップ等の発掘と更なる成長・発展に繋げるとともに、様々なスタートアップ関係者を巻き込むことで、本市の起業家支援コミュニティの拡大を目的とするもの。

なお、成果報告会「THE POINT. KUMAMOTO」は本業務の受託者と他スタートアップ支援事業の受託事業者が共同で実施するものとし、本市の起業家支援コミュニティの可視化と事業間連携の最大化を図る。

2. 履行場所

熊本市内及び事業実施に当たって必要と認められる場所

3. 履行期間

契約締結日～令和9年（2027年）3月31日

4. 業務概要

事業の実施に当たっては、以下の各項目について本市と協議の上実施し、くまもと森都心プラザビジネス支援施設 XOSS POINT. と連携して取り組むこととする。

なお、成果指標については、事業を通じたマッチング件数のほか、支援対象者の成長が客観的に計測可能な指標を設けること（詳細については受託者の提案に基づき、本市と別途協議のうえ、決定することとする）とし、以下の各項目について、事業目的の達成に向けて有効な工夫や取組について提案すること。

【想定スケジュール】

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|---------------------|----|----|---------------|----------------|--------------|-----------|--------------|-----------|----|----|-----------------------------|
| アクセラ | 受託事業者選定 (プロポーザル) | | 契約 | 支援企業 募集・選定 | アクセラレーションプログラム | | | | | | | ピッチイベント 成果報告会 フォローアップ |
| ピッチ | | | | 登壇者 募集・選定 | イベン ト① | 登壇者 募集・選定 | イベン ト② | 登壇者 募集・選定 | イベン ト③ | | | |

I アクセラレーションプログラム「HIGO CANVAS」

◆概要

成長が期待されるスタートアップ等に対して、市域内外のメンター（先輩起業家や投資家等）による

事業のブラッシュアップや広報、資金調達などの支援を集中的に行うアクセラレーションプログラムを通して、スタートアップ等の更なる成長・発展に繋げるとともに、本市の起業家支援コミュニティを拡大することを目的として実施するもの。

(1) プログラムの企画構想

- ・プログラム全体の基本設計の策定
- ・プログラム名称及び事業用ホームページについては、既存のものを活用することとし、保守や改修に係る費用も負担すること。

(2) 支援対象者の募集～採択までの一連の業務の実施

- ・支援対象者（起業家候補含む）の掘り起こし
 - ・支援対象者の募集・選定（3者程度）
- ※選定方法や選定基準については市と協議したうえで決定することとする。

(3) アクセラレーションプログラムの実施

- ・アクセラレーションプログラムの企画、実施
- ※起業家支援に知見のある関係者等を巻き込みながら、ビジネスモデルのブラッシュアップや協業先とのマッチング、資金調達に関する支援、定期的なメンタリング等の支援対象者の状況に合わせた適切な支援を行い、本市の起業家支援コミュニティの拡大につなげること。
- ・プログラムのプロモーション（フライヤー作成、Web ページ、SNS 等によるプロモーション等）を行うこと。

II ピッチイベント「Kumamoto City Pitch」

◆概要

成長が期待されるスタートアップ等に対し、自身のビジネスモデルを発信するピッチイベントを定期的で開催することで、資金調達や事業マッチングを促進し、更なる成長・発展に繋げ、圏域内の起業機運の醸成を図るもの。

(1) プログラムの企画構想

- ・プログラム全体の基本設計の策定
- ・プログラム名称及び事業用ホームページについては、既存のものを活用することとし、保守や改修に係る費用も負担すること。

(2) 登壇企業の募集～採択までの一連の業務の実施

- ・登壇企業の掘り起こし
 - ・登壇企業の募集・選定（1回のイベントにつき3者程度）
- ※選定方法や選定基準については市と協議したうえで決定することとする。

(3) パートナー企業の巻き込み

- ・本事業の目的、趣旨に賛同し、登壇企業に対し積極的に支援を行う企業をパートナー企業として本市域内外の企業の巻き込みを行うこと。
- ・パートナー企業と登壇企業のマッチング可能性が高まる環境づくりを行うこと。
- ・登壇企業だけでなく、アクセラレーションプログラムの支援対象者とパートナー企業が効果的

に関わる機会をピッチイベント以外でも創出すること。

(4) ピッチイベントの開催

- ・ピッチイベントを委託期間内に3回以上開催すること。
- ・ピッチイベントのプロモーション（フライヤー作成、Web ページ、SNS 等によるプロモーション等）
- ・登壇企業とパートナー企業が効果的にマッチングを行える形で開催すること。
- ・イベント後は、マッチングの支援や他イベントへの参加など登壇企業の更なる成長につながる環境づくりを行うこと。

III 成果報告会「THE POINT. KUMAMOTO」の開催

◆概要

本市では、起業家支援をはじめ、事業承継やオープンイノベーションの促進など多様な切り口から、熊本発の新たな挑戦を生み出す取り組みを継続的に展開しているところ、熊本市が主催するそのような様々な事業の成果報告会を合同で開催することで、分野や事業の枠組みを超えた交流や事業連携を図るもの。

(1) プログラムの企画構想

- ・令和9年（2027年）2月下旬に、熊本市の他スタートアップ支援事業等との成果報告会を合同で開催すること。
- ・本成果報告会は、総括受託者（本業務受託者）と他スタートアップ支援事業の受託事業者（以下「他事業受託者」）が共同で企画・運営・実施するものとし、総括受託者は全体統括を担うこと。

(2) 共同実施体制の策定・周知

総括受託者は、他事業受託者および本市との間で、役割分担表等を作成し、関係者に周知すること。

（基本的な役割）

・【総括受託者】

全体企画、タイムテーブル・進行台本、会場レイアウト、受付導線設計、写真・動画記録、全体広報、インカム手配・当日指揮、事後フォロー集計・報告 等

・【他事業受託者】

自事業枠の企画・登壇/展示の調整、各自の広報の実施、自事業の採択企業との連絡調整、運営への協力、必要資料の提出 等

(3) 登壇・展示等の調整

- ・熊本市の他スタートアップ支援事業の支援対象者等の登壇部門を設け、他事業受託者と連携し、全体の統括及びスケジュールや運営体制等の調整を行うこと。
- ・他スタートアップ支援事業の支援対象者等の登壇部門については、市と協議の上決定すること。

(4) 広報・プロモーション

- ・成果報告会のプロモーション（フライヤー作成、Web ページ、SNS 等によるプロモーション等）を行うこと。

(5) 来場者体験・マッチング促進

- 登壇企業と他連携事業の採択者や参加者が効果的にマッチングを行える形で開催すること。
- 展示・商談・交流会を適切に配置し、混雑／騒音を考慮した導線設計すること。

(6) 会場設営・受付等の対応

- 会場設営、前日準備受付、ブース管理、交流会の設営や撤収等、円滑な実施に必要な運営対応を行うこと。

(7) 費用負担の考え方

- 本会全体の会場・舞台進行・共通装飾・記録等の基本費用は本業務の範囲とし、各他事業受託者は自事業枠の追加的な装飾・備品・旅費等が発生する場合は自己負担（ただし本市と事前協議のうえ調整可能）とする。

5. 実績報告

令和9年（2027年）3月中旬を目途に、実施結果及び2つのプログラムの採択者からの事業に対するヒアリング結果について報告書を作成し、電子データで提出すること

6. その他

- (1) 本業務に関する資料・成果品の一切の権利は、すべて熊本市に帰属するものとし、受託者は市の許諾なしに他に公開、貸与及び使用してはならない
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報について他人に漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき適切な管理を行わなければならない
- (4) 業務の実施に当たっては、本市（起業・新産業支援課）と綿密な連携を図ること
- (5) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は、受託者が負担する。
- (6) 本仕様書に記載が無い事項について、疑義が生じた場合は本市及び受託者ともに十分協議のうえ、解決するものとする。